

# 1990年代以降のイギリス高等教育

——学生支援を中心として——

沖 清豪

(早稲田大学)

## 1. はじめに

### 1・1 イギリス高等教育の歴史的変容

従来イギリスの高等教育改革の動向については、歴史的にはロビンズ報告書の内容や伝統的なチュートリアルといった指導体制、学位認定における学外試験委員の存在、あるいはエリート主義的かつ複線型教育体系におけるアカデミックな課程や接続についての研究が注目されてきた。また、1960年代以来、大学補助金委員会（University Grant Committee, UGC）の設置とその動向を通じて、あるいは勅任状（charter）の機能や副総長（vice-president）の職能といった観点から大学と国家、あるいは自律と自由といった運営の問題に関心が向けられてきた。少なくとも1980年代初頭までは、進学率も欧米先進諸国内でも高くない国家として、その独自性が日本国内の研究者によって注目されてきたように思われる。

こうした状況を一変させたのがサッチャー政権の登場である。1980年代以降、大学教員の身分保障制度（tenure）の原則廃止や、比較的自律性の高い補助金委員会から財政委員会を経て行政組織としての財政審議会の中で研究評価と連動した補助金分配システムの導入、そして旧ポリテクニクの大学昇格を通じての高等教育の一元化が急速に進められてきた。

さらに1997年の『学習社会における高等教育』、通称デアリング報告書の刊行によって、イギリスにおける高等教育は従来のエリート主義的様相から大きく転換し、近年では大衆化された高等教育の特質と課題を示してきている。この段階で、日本の高等教育ではイギリスの改革動向を従来以上に参照する機会が増え、イギリス高等教育の実態や研究が改めて注目されるに至っている。

特に、1990年代においては日本における自己点検・評価制度から外部（第三者）評価への転換の移行期において、アメリカ型認証評価（accreditation）とは異なる補助金配分と連動した形での研究評価制度の導入が、イギリス教育研究者の枠を超えて、多くの高等教育改革研究者により注目された。また2000年代においては、中央教育審議会内の議論において、質保証をめぐる学問領域毎の参照枠組（framework）が注目されたこと、あるいは教職員研修において英国の動向が参照されたことは、現在の日本国内における高等教育改革においてイギリスがモデルの一つとなっていることを示唆している。

しかし比較教育学の立場から見た場合、特定の施策のために種々の背景・成立要件を無視した形で議論が進められていることには危惧を覚える。例えば参照枠組については後述するように2011年秋以降、アカデミック・インフラの改訂として、イギリス内でも参照枠組が改訂され、その位置づけや方向性が転換している。

さらに中央行政レベルの動向も無視することはできない。例えば、高等教育を所管とする省庁は2007年6月には教育技能省 (Department for Education and Skills) から革新・大学・技能省 (Department for Innovation, Universities and Skills) へ、さらに2009年6月にはビジネス・革新・技能省 (Department of Business, Innovation and Skills) へと転換している。一方で、2010年の総選挙による労働党から保守党・自由民主党への政権交代によって緊縮財政が明確化し、その後ブラウン報告書による大幅な学費値上げ策が提示されるに至って大きな反対運動を招く結果となり、2010年秋の学生暴動も記憶に新しい。

こうした全体像を簡潔に整理する力量は筆者には欠けているが、本稿では可能な限り高等教育の全体を概観しつつ、個別の状況や施策がどのように位置づけられるのかを紹介することとした。なお本稿でイギリスとは特に言及していない限り United Kingdom 全体を指すものとする。

## 1・2 論点の整理

筆者はかつて、1990年代中盤までのイギリス高等教育の改革動向を6点にまとめたことがある(沖1996)。その6点とは、(1) 二元システムから一元化へ、(2) エリート教育から大学の大衆化へ、(3) 自律的大学経営から研究・教育評価へ、(4) 学術研究から失業者対策へ、(5) 無償の大学教育から有償制へ、および(6) テニユア(終身在職権)から任期制へ、というものであった。2010年代に入った現時点においても、これらの特徴は基本的には維持され、日本国内でも時に研究対象とされてきた。

さらにデアリング報告書によって勧告された改革が1990年代末から具体化されるに伴い、特に大衆化と就職の問題は無視できないものとなっている。また、大衆化に伴う学士課程段階の学生の多様化は、そこで行われる学修の質をどのような方法・基準で保証していくのかという観点から、後述する高等教育質保証機構設置や実践綱領策定へと結びついている。加えて、学生の位置づけ、特に学生支援をめぐる急速な改革動向を無視できない状況になっている。これら就職や関連する資格問題、学修をめぐる質保証の問題、学生支援の問題が新たな改革動向として注目すべき領域であろうし、そのための機関内の取組として近年日本でも注目されている機関研究(IR)の動向も無視できない。

一方でイギリスが従来から構造的に有している階級格差が大学や継続教育機関への進学にあたって影響を及ぼし続けている。労働党政権下ではこうした格差解消の取組がなされてきたがブラウン報告書の指摘では十分な改善には至っていないとされる。

以上の動向を踏まえると、1990年代前半の高等教育一元化から2010年代当初までの約20年間を対象として、イギリスの高等教育を巡る動向について以下の6点が重要な論点であると考えられる。

### (1) 学費問題

- (2) 大学評価
- (3) 資格枠組、質保証とアカデミック・インフラ改革
- (4) 機関調査 (Institutional Research) に関する関心の高まり
- (5) 学生支援の充実
- (6) 進学率格差をめぐる対応

本稿では、これらの論点の動向についてまず概観した上で、国内での研究蓄積に乏しい学生支援をめぐる動向として、全英学生調査と学生フォーラムの動向に注目して、その動向を確認することとしたい。

## 2. 高等教育改革の全体像

### 2.1 学費問題

イギリスにおける高等教育の授業料は実質的に無償とされただけでなく、エリート型として大学への進学率が低かった1980年代までは生活面での支援も行う給付型奨学金制度が運営されてきた。しかしサッチャー政権下での大学改革、とりわけ補助金分配制度の転換と合わせて学士課程段階の学生数が急増した1980年代後半以降、授業料と奨学金をめぐる議論が続けられることとなった。

結果的に1998年秋学期より年間1,000ポンドの固定額を学生が負担する制度が導入されるとともに、給付型奨学金も学生ローン (student loan) として貸与する制度が導入されることとなったのである。なお実際には授業料は物価上昇分として年度ごとに25ポンドが増加しており、本制度が維持されてきた2005年秋学期入学の学生は1,200ポンドを負担する状況であった。

その後、高等教育への予算配分に対する批判を受けて、2004年高等教育法改正に基づき、2006/07年度入学者より授業料を3,000ポンドに上昇させるとともに、個別高等教育機関に一定の幅を設けて授業料設定の柔軟化を図っている。

さらに、政権交代前後の国家予算削減の議論と連動して、2009年11月の「高等教育財務と学生財政に関する独立検討委員会」、通称ブラウン委員会が授業料に関する議論を開始した。2010年10月に発表されたその報告書「高等教育の持続可能な将来を守る」(Browne Report 2010)では学費を12,000ポンドまでの上昇を視野にいれつつ、6,000ポンドを基準とすること、さらに大学ごとの多様性を担保することなどが提言された。

結果的に上限を9,000ポンドとしつつ上限に設定する場合には十分な根拠を必要とすることが認められたことが、2010年秋の学生暴動へと繋がっている。その後裁判なども行われたが、結果的に2012年秋学期より、最大9,000ポンドとなる授業料制度が実施されている。

なお学費上昇の影響について独立委員会が今後3年間追跡調査を行い、報告書を刊行する予定である (Grove 2012)。

### 2.2 大学評価改革

1990年代の日本に大きな影響を及ぼしたのは、UGCから改組された大学財務委員会 (University

Funding Committee, UFC) がさらに改組され高等教育財務審議会 (HEFCs) となり、かつこの審議会が研究補助金分配にあたり評価制度を導入したことにあった。

実際には大学評価として、監査 (audit) を起源とする教育機能の評価と公的補助金算出にあたって必要となる研究評価とが実施されてきている。特に教育機能の評価については、その起源を1990年創設の Academic Audit Unit (AAU) に求められており、公的一括補助金に対するアカウントビリティ遂行のために監査機能が求められたとされている (Gill 2007)。その後1992年からはイングランド高等教育財務審議会 (Higher Education Funding Council for England, HEFCE) からの委託に基づいて、高等教育質審議会 (Higher Education Quality Council, HEQC) が学問分野別の教育評価 (subject review) を担ってきた。さらに1997年からは自律組織として再編された高等教育質保証機構 (Quality Assurance Authority for Higher Education, QAA) が創設され、HEQCの機能を継承している。

一方研究評価についてはサッチャー改革下の1986年にRAE (Research Assessment Exercise) が導入され、その後1992年、1996年、2001年、2008年に実施されてきた。特に2008年に実施された研究評価は従来の7段階の評価から4段階に圧縮した評価指標を導入するとともに、その段階ごとの割合を示す質プロファイル (quality profile) も合わせて公表することで評価の妥当性を担保しようと試みている。しかし2000年代を通じて研究評価制度に対する批判は止まず、各財務審議会は2014年度実施の研究評価について、研究評価枠組 (Research Assessment Framework) の導入を決定している (HEFCE et.al. 2012)。本枠組では現在の4段階の評価に加えて、下位プロファイルとしてアウトプット (65%)、インパクト (20%)、環境 (15%) の評価も公表される見込みである。

### 2・3 資格枠組、質保証とアカデミック・インフラ改革

2008年の中教審「学士課程」答申でも言及されているように、英国では2001年に高等教育質保証機構 (QAA) が高等教育資格枠組 (Framework of Higher Education Qualification, FHEQ) を公表している。英国の場合、学位取得者に期待されるアウトカムがこの枠組で示されている。

また各専門分野で優れた成績での学位取得者に期待されるアウトカムについても、分野別ベンチマーク文書として明文化されている。各大学はこの文書とガイドラインに基づいて教育プログラム (カリキュラム) を設計し、QAA が分野別教育評価を実施してきた。

さらに2000年前後には専門領域以外の個別課題について具体的な目標を設定した「実践コード (綱領)」 (Code of Practice) が全10種類策定された。この実践コードは大学院レベルの研究プログラムのあり方からeラーニング、キャリア教育、労働を基盤とした学習、学生の苦情申し立てや障がい学生への対応など多岐にわたるものであり、全体として学生が成長するために必要な配慮事項が列挙され、学生の視点を大学教育に組み入れるための望ましいシステムの構築について示した文書となっている (沖2008等)。

これら資格枠組、分野別ベンチマーク文書、および実践コードの3種類の文書はアカデミック・インフラストラクチャーと総称され、英国大学教育におけるプログラム開発や教育実践にあたっての指標として重視され、特に前者二つが日本に詳しく紹介されてきた。

この資格枠組はすでに2008年に一度改訂され、その前段階で分野別ベンチマークのほとんども改訂されている。しかし、全国的な大学教育の水準向上が期待されたレベルに達していないなど、QAAや枠組に対する疑問・批判が議会においても出される中で、QAAの改革と合わせて、インフラの改訂も目指された。その結果、2010年以降、改めて本制度の検証と改善策が検討され、2011年12月に改定案、「英国高等教育質コード」が提示されたのである。

新たに提案されたコードは2012年度時点ではすべてが確定したものではないがA、B、Cの3部構成となっている。A部は従来の資格枠組と分野別ベンチマーク文書を中心とした専門教育の制度に関する六つの文書から構築されており、さらに従来は実践コードに含まれていた「プログラムの設計」、「外部試験制度」、および「学習成果の評価」に関する文言の一部も組み込まれている。一方、B部は従来の実践コードの多くから構成されており、C部は公開すべき情報について示されている。

全体を概観すると、特にプログラムの編成と学生の評価手法に関する文言や言及がA部でもB部でも増加していることが読み取れる。

#### 2・4 機関調査 (Institutional Research) に関する関心の高まり

機関調査、通称IRは1970年代のアメリカを発祥として、世界の大学改革において注目される動向である。日本においては、マネジメント改善という視点からと合わせて、教育機能化以前のために必要となる学生調査に基づいた戦略立案の重要性が注目されている。

IRの実施にあたっては部局 (office) を設置してデータ収集・分析、および場合によっては政策立案が行われることが一般的であるが、制度化されていない場合でもIRの機能自体は分散的に複数の組織でIRとは意識されない形で実施されてきていると考えられる。

イギリス国内でもIRが本格的に注目されるようになったのは1990年代以降だと認識されている。例えばKnight, P.とYorke, M.は、イギリスにおけるIR活動は組織化された一つの単位としての部局ではなされないという傾向があること、特定の危機が生じた場合に、その問題への対応策の検討という点に特化する形で、IR的な活動が実施されることが一般的で、こうした結果の蓄積が機関内で十分なされてこなかったことを指摘し、戦略立案という観点からは、イギリスの高等教育機関の弱点であると指摘している (Knight & Yorke 2003: 201-202)。

こうした中でイギリス内のIR実践者や研究者はIRをめぐる知見の共有、IR実践の拡大を目指して、2008年度から年に一回、全国大会を開催し研究報告やワークショップが実施されてきた。これは現在HEIR Conferenceと呼ばれ、毎年6月頃にIR実践の盛んな大学を会場として実施されてきている (沖 2011)。

#### 2・5 学生支援の充実

こうした大衆化をめぐる動向において、学生支援もまた変容してきている。特にキャリア教育については上記アカデミック・インフラの要請に基づき、イギリス内の全ての大学が汎用的技能 (generic skills) の育成、およびエンプロイアビリティ (employability) 向上のための方策を立案し、文書を公表することとなっている (QAA 2010)。

さらに各大学に設置されたキャリア・サービス（センター）は学内の評価だけでなく、第三者評価も受け、その機能改善が目指されている（沖 2010a）。

## 2・6 進学率格差をめぐる対応

以上のような動向の中で、しかしイギリス政府による改革が成功しなかった問題がある。すなわち AimHigher などといった施策を通じて意図された階層問題である。

英国の高等教育において繰り返し指摘されてきた問題の一つが、進学率の地域格差、人種格差であった。従来からイギリス全体の進学率上昇とともに、社会・経済的に不利な状況にある若者の高等教育進学率の改善が図られてきた。特に労働党政権下では 2004 年以降、それまでの支援策を統合してエイム・ハイヤー（AimHigher）政策と呼ばれる進学率上昇・格差縮小政策が、全国的に、および重点的に進学率格差を改善すべき地域で実施されてきた。

本政策は、例えば不利な状況にある若者を対象とした奨学金プログラムの導入、大学体験やサマースクール、政府による各種広報といった取組を通じて、従来高等教育への進学を意識してこなかった層に対して進学への意欲喚起を行うものであった。

その結果、全体の進学率は徐々に向上し、旧ポリテクニクであった新大学が格差縮小に貢献してきたとされているものの、この問題に継続的に取り組んできたサットン・トラストの研究によれば、特に伝統的大学において、特に公立学校からの進学者増加が進んでおらず、格差是正が十分進んでいないことが指摘されている（Sutton Trust 2004）。

こうした中、連立政権は発足直後に、より迅速かつ総合的な社会流動性促進政策への転換を目的として、エイム・ハイヤー政策の廃止を表明した。本政策の下で実施されてきた全英奨学金プログラムは高等教育財務審議会へと委譲されているものの、現在までの取組は十分とはいえず、今秋からの学費大幅値上げとあわせて、英国の格差問題に対する中央政権の取組全体としては後退しつつあると評価せざるを得ない。

## 2・7 全体的動向

以上のような各種の論点をまとめて論じることは筆者の手に余るが、いずれの問題も日本とほぼ同様の問題を背景としている点は無視できない。すなわち、高等教育進学率の上昇に伴う学士課程教育の質保証をめぐる生じている世界的動向である。特に資格枠組などを通じて大学教育の均質化が予想される点は、従来のイギリス高等教育の動向とは大きく転換したものと評価しうる。

一方で、イギリスの動向に見られて日本にあまり見られない動向は学生支援をめぐる動向である。もちろんキャリア支援の充実やその他の支援制度の取組は日本でも同様の実践例を見ることができる。しかしながら、学生満足度調査の全国的実施や政策立案への学生の声の反映といった取組は日本ではこれまでほぼ見られないものである。次節以降では、満足度や政策立案への関与といった「学生の声を聞く」制度として、全英学生調査と全英学生フォーラムについて、やや紙幅を割いて検討する。

### 3. 「学生の声を聞く」：全英学生調査

#### 3・1 全英学生調査導入の背景

高等教育機関における教育機能改善や経営機能改善にとって、証拠に基づく改革 (evidence-based) は世界的な潮流となっており、その結果学生調査やその分析に基づく改革提案が全国レベルだけでなく個別機関レベルで実施されるようになってきている。特に教育機能の改善や質保証を進めていくにあたって、実際に提供されている教育を学生自身がどのように受け止め、自分自身の成長をどのように意識しているのか、そして当該大学に対して満足しているのかを確認するために、多様な学生調査が世界中で実施されている。

一方、全国レベルでの学生調査を通じて、各機関の課題を析出し、今後の改革に活用するという視点では、HEFCE が実施している全英学生調査 (National Student Survey, NSS) が注目される。2005年に開始されたNSSは、2011年度の実施で7回を数え、その集計データはHEFCEのウェブサイトで提供されてきた。そしてNSSは、中教審でも再三言及されてきた英国高等教育における質保証枠組の一部として位置づけられている。

また個別機関・コースの調査結果が、Unistatsと呼ばれる高等教育進学希望者への情報提供を行うサイトで比較検討のために活用され、リーグテーブル作成に寄与している点も無視できない。加えて2012年度からはKIS (Key Information Sets) としてUCAS (Universities & Colleges Admissions Service) が提供する大学・学科コース別のA-level必要得点などといった各種データと統合する形で進学希望者に公開されており、情報公開の方策としても利用されることとなっている。

#### 3・2 全英学生調査の概要

こうしたNSSはHEFCE主導の下、民間調査機関のIpsos MORIがオンライン調査の形で実施している。質問票は現在、必須となる22項目に2012年度調査から当該機関の学生ユニオンに対する満足度を尋ねる1項目を加えた合計23項目、保健省管轄のコース在籍者専用の6項目、および学習経験に関する肯定面・否定面の自由記述欄から構成されている。また参加する大学のオプションとしてキャリアや学習への動機付けなどといった12領域39項目からなる追加質問も用意されている。最初の29項目については学部・学科レベルまでデータが公表されている(沖2010b)。

調査対象は、NSSに参加している高等教育機関の全学生および継続教育機関で提供されている高等教育プログラムの参加者である。フルタイム学生もパートタイム学生もその卒業年度に調査対象者となり、英国全体の大学が参加可能となっている。実際にほとんどの大学がNSSに参加しており、回答率は大学によって違いがあるものの、全体では6割強である。

従来からの必須22項目は、教員の授業技能を尋ねる「自分の所属コースの教育」(4問)、評価の公平性や評価結果のフィードバックに関する「評価とフィードバック」(5問)、教職員による「学術的な支援」(3問)、「組織と運営」(3問)、図書館等に関する「学習のリソース」(3問)、自

己肯定感やコミュニケーション技能といった「個人的発達」(3問)の6領域および総合的満足度(1問)から構成されており、それぞれ5段階評価で回答する形が取られている。追加された学生ユニオンに対する質問(1問)も同様である。

過去4年間の領域別平均値を見ると、総合的な満足度や「自分の所属コースの教育」、「学習のリソース」といった正課授業に直接関係する項目では8割以上が肯定的に回答している。その一方で「評価とフィードバック」については肯定的な評価が6割ほどと低くなっており、成績評価にあたり、事前に評価指標が提供されているかどうか、あるいは評価にあたっての試験や論文に対するフィードバックが迅速かつ適切に行われているかどうかについて、不満と感じている学生が相当数いることが示されている。また学生ユニオンに対しても2011年度の調査では65%の満足度に留まっている。

### 3・3 調査をめぐる議論

こうした1980年代後半以降の英国に見られた大学評価文化の徹底とも見なしうるNSSに対しては、特に大学関係者からの批判が少なくない。

従来から学生調査の重要性を強く主張し、満足度調査の開発を行ってきたHervey, L.は、2008年にNSSを「絶望的に不適切な改善手段」とであると強く批判し、HEFCEによる資金援助を受けている高等教育アカデミー研究・評価部責任者の職を解かれている。

またブライトン大学の人文学系に属する教員集団は、自らのコースに対する高評価を批判的に捉えている。具体的には、カリキュラムの内容や学生と教職員の親密な関係構築などがNSSでは調査対象となっておらず、NSSが「ネオリベラル的な大衆主義」の徒花であると批判している。これに対して同大学の学生ユニオンの副代表は、調査票の不完全さに同意しつつも、学生側からのフィードバックの一つとしてNSSの結果を丁寧に読み取り、議論することが豊かな成果につながるのではないかと意見を表明している(以上の事例については沖2010b参照)。

こうした議論の背景には、一方で調査項目が少なく調査として十分とはいえないにもかかわらず、調査結果が大学選択のための直接的な指標として扱われていることに対する大学関係者側の不信感があり、他方でこれまで個々の大学で学生の要望を適切に捉え切れていなかった状況の下で、学生側のNSSに対する期待が高いという、古くて新しい問題が存在している。一部を除き多くの大学の学生ユニオンはNSS参加に積極的であり、従来とは異なる方法で教育の質保証への参加を目指しているようである。

### 3・4 IRとの連動による活用

多様な批判を浴びつつも、依然としてNSSは実施されてきており、またサイト上では大学選択のための情報の一つとして活用され続けている。1980年代から進行している英国高等教育システムへの市場原理の導入、説明責任の徹底に基づく質保証という流れは現段階でも継続しているようである。

このようにNSSが現実存在している中で、これを当該大学のIRの一部に組み込んでいる事例がある。エセックス大学では大学独自の学生満足度調査(Student Satisfaction Survey, SSS)



を入学年度と2年目に実施し、さらに3年次学生が回答するNSSにも参加し、これらのデータをIRに活用している。個別大学独自の学生調査と全国的学生調査の結果をつきあわせることで、当該大学の特質・課題を一層明確に把握することが目指されているのである。この事例では学内の学生調査をPDCAサイクルの一部として捉え、教育機能改善を進めて、その結果の検証としてNSSを利用する。NSS単体では有効ではないとしても、改革サイクルの中の一部として捉えることによって、有効活用しようと試みている点が注目される（沖2010b参照）。

#### 4. 「学生の声を聞く」：全英学生フォーラム

##### 4・1 フォーラム設置の背景

2007年10月に当時の革新・大学・技能省は「学生の声を聞く」プログラム（Student Listening Programme, SLP）を開始した。これは高等教育へのアクセスの多様化、増進を目指したフェア・アクセス政策並びに学生財務問題、とりわけ学費値上げ問題と連動し、学生の意識を確認し、政策の浸透を目指すものであった。

本プログラムは具体的には、省の大臣が高等教育機関を訪問し、学生との討論会を開催すること、学生担当大臣（Minister for Students）を設置して学生の視点や利害に関する政府内での発言に明確な責任を負うこと、そして第三に学生代表と高等教育機関との連携により全英学生フォーラムを開催することといった三種の活動から構成されている（BIS 2007）。

イギリスの場合、特に高等教育改革を進めるに当たり、ステークホルダーとしての学生の声を聴き取り、政策に何らかの形で生かすといった試みとして全英学生フォーラムを位置づけることができる。これは2008年に革新・大学・技能省が「学生の声を聴くプログラム」として公表した政策の中核をなすものであり、学生の声を聴き、高等教育の教育面での改善を図っていく政策を具体化するにあたりモデルとなる「優れた学生の経験」を明確にしようとする試みであった。

フォーラムは大臣によって任命された議長および他に16名の委員が所属する機関の多様性を踏まえた学士・大学院課程の学生集団から選出されている。以下、同フォーラムの活動や中央行政の対応を確認したい。

##### 4・2 第1回フォーラム報告と政府の応答

フォーラムが活動を開始した2008年度は、キャリア開発と学生財務という切実な2つの課題に関する議論を軸として、さらに障がい学生、外国学生、大学院学生の3つのサブグループが編成されて勧告・提案が検討された。議論を通じて、共通の課題としてエンプロイアビリティが議論の焦点となり、この点に関する勧告も公表されている（NSF 2008）。

キャリア開発（情報・助言・ガイダンス）についての勧告としては、ITを活用した情報ポータル構築やキャリア・アドバイザーの専門化と改善などが含まれている。

一方、学生財務に関する勧告としては、学生ローン会社の検証、外国学生のためにコース在籍中の学費水準を保証する「キャップ」を設定することなどが含まれている。

議論を通じて設定された課題であるエンプロイアビリティに関しては、全国レベルで大学、カ

レッジ、雇用者の連携を改善し、個々の大学・カレッジレベルでエンプロイアビリティに焦点を当てさせること等が勧告されている。

その他、3つのサブグループからはそれぞれの現状・課題に基づく提案が示されている。障がい学生については教職員の研修の充実、外国学生に関しては導入（初年次）教育において文化間の移行を適切に行わせるためのワークショップやピア・サポートによる支援のネットワークを構築すること等が提案されている。

さて、こうした報告に対して、革新・大学・技能省による応答文書ではフォーラム側の勧告を基本的に歓迎し、その一部はすでに実施済み、ないし計画中の政策に組み込まれていることを確認している。

大学院学生をめぐる提言についても、特に実践網領に問題があることの指摘であると認識している政府は、QAAと学生代表との間で直接的な情報交換が必要であるとの認識を表明しており、ここ10年にわたりイギリスの高等教育の質保証システムとして機能してきた実践網領の改定が示唆された。

#### 4・3 2年目以降の活動と終焉

2年目の活動にあたり、フォーラムは自らの勧告が個別大学のレベルで達成しがたい状況にあるとの認識を持つこととなった。そこで個別高等教育機関が自らの実践の水準を確認できるような指標を踏まえて議論することを試みている（NSF 2009）。

議論の対象となったのは指導学習活動、エンプロイアビリティ、大学院学生の処遇、成人・パートタイム学生の処遇、障がい学生の処遇、および学寮の在り方についてであった。それぞれの課題は現状と問題認識がまず示され、それを踏まえた理想的在り方と現実に期待される目標、そして勧告といった内容で報告書が作成された。全体として柔軟性をもちつつ体系性が明確な指導プログラムの必要性、および単位互換やコースの移動といった移動可能性（トランスファラビリティ）の強調が注目される。

一方、同報告書に対するビジネス・革新・技能省の応答文書では、同フォーラムの活動が政府の高等教育政策分析の基礎に重要な貢献を果たしていることが示されている。特に中長期計画と目された「より高い大志・知識経済における大学の将来像」の立案、大学院の教育・研究機能の検証、および高等教育財政と学生の財務状態に関する独立委員会の検証のために有効に利用されることが明確にされている。

しかし、前述のとおり政権が交代することにより、同フォーラムの位置づけも不安定なものとなり、フォーラムは2010年10月に3冊目の、そして最後の年次報告書を刊行して解散している（NSF 2010）。

ではこうした学生の声は実際にはどのような形で政策に反映されてきたのであろうか。

もっとも大きな変革は2011年12月に公表された実践網領および高等教育資格枠組の改定である。学生の学習活動をめぐる指標が半年以上の議論と意見聴取を経て改定されている。このうち実践網領部分については、フォーラムの議論が反映されている。

一方で、制度の充実が提案されていた教育維持手当（EMA）については、政権移動による財

政支出カットによってイングランドの学生対象としては制度が廃止されてしまっている。

新政権の下では教育活動を充実させる具体的方策については積極的な改革が進められるのに対して、学費や補助金など中央行政にとって支出を伴う改革は一律に後退しており、財政赤字問題がイギリス高等教育に与えつつあるインパクトを読み取ることができる。全体としてイギリスにおける全英学生フォーラムの取組は成果と限界を明確に示す形で三年間の活動を終えている。

## 5. おわりに

以上のように、近年のイギリス高等教育改革の中には、従来ほぼ無視されてきた学生を政府として受け止め、応答する必要があるとの認識からと考えられる政策が導入されているものの、結果的には2010年秋からの学費値上げに反対する学生暴動を阻止することができておらず、NSSは現時点で存続しているものの、NSFについては制度が終了しており、こうした活動全体としてのSLPもほぼ機能していない状態となっている。この点から見れば学生支援、あるいは学生の政策への関与は依然として十分保障されているわけではない。

一方で、連立政権樹立後、イギリスの高等教育は改めて改革の波にさらされている。言及したブラウン報告書とそれに基づく学費の上昇といった学生生活面に大きな影響を及ぼすものだけでなく、研究開発についても2011年6月には「大学システムの中心としての学生」(Students at the Heart of the System) 12月には「成長のためのイノベーションと研究戦略」(Innovation and Research Strategy for Growth)と教育・研究両面にわたる白書が公刊されている。国家財政緊縮策が不可避であるという状況の下で、そのほとんどが公立(国立)大学であるイギリス大学システムは、デアリング報告書以降の量的拡大戦略から、より国際競争力と質を重視した産学連携へとシフトしようとしているように見える。教育面でも資格枠組を通じた欧州との連携をどこまで進め、若年失業率や就職のミスマッチをどのように克服しようとしているかも注目される。日本の改革状況にも影響を及ぼす可能性があるこうした動向については、稿を改めて検討することとしたい。

---

### 【文献】

BIS (2007) *Student Listening Programme*.

<http://www.bis.gov.uk/policies/higher-education/students/student-listening-programme>.

Browne, Report (2010) *Securing a Sustainable Future for Higher Education : An Independent Review of Higher Education Funding and Student Finance*.

Grove, Jack (2012) "Impact of fees hike to be monitored by independent commission", in *THE*, 2012/01/27.

Gill, Clarke [吉川 裕美子訳] (2007) 「イギリス高等教育における質保証」『大学評価・学位研究』(6), 1-24.

HEFCE et. al. (2012) *Research Assessment Framework 2014*. (<http://www.ref.ac.uk/> 参照)

- Knight, P. & Yorke, M. (2003) *Assessment, Learning and Employability*. SRHE and Open University Press.
- NSF (2008) *National Students Forum : Annual Report 2008*.
- NSF (2009) *National Students Forum : Annual Report 09*.
- NSF (2010) *National Students Forum : Annual Report 10*.
- 沖清豪 (1996) 「転換するイギリスの高等教育」『教育と情報』(482), 48-51.
- 沖清豪 (2008) 「イギリス継続・高等教育における職業スキル教育・訓練」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』53 (1), 101-114.
- 沖清豪 (2010a) 「諸外国の学生支援の動向と課題——評価と研修の観点から——」独立行政法人日本学生支援機構『平成 21 年度 全国学生指導研究会報告書』, 30-42.
- 沖清豪 (2010b) 「イギリスにおける全国学生調査 (National Student Survey) の導入と課題——IR (機関調査研究) のためのデータ収集という観点から」『早稲田大学教育研究フォーラム』(2), 3-20.
- 沖清豪 (2011) 「イギリスにおける IR の研究開発——Mantz Yorke の研究に基づいて」私学高等教育研究所『高等教育における IR (Institutional Research) の役割』, 63-72.
- QAA (2010) *Code of Practice for the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education – Section 8 : Career Education, Information, Advice and Guidance*.
- Sutton, Trust (2004) *The Missing 3000 – State Schools Under-Represented at Leading Universities*. (<http://www.suttontrust.com/research/the-missing-3000/>).